

美濃加茂市公告第17号

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和4年8月1日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

1 発注主管課

美濃加茂市 市民福祉部福祉課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-25-2111（内線325）

E-mail：fukushi@city.minokamo.lg.jp

2 事業概要

(1) 事業名

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業

(2) 目的

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家（以下「ひまわりの家」という。）は、昭和54年に心身障害者の通所による授産の場を設けて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自立更生を図るため、「美濃加茂市ひまわりの家」として前平町に設置された。

その後、平成6年に現在の新池町に移転し、障害者自立支援法（平成18年4月施行）により障害者福祉の増進を図るための障害者支援施設として市が「生活介護」及び「就労継続支援B型」の障害福祉サービスを提供し、平成23年度からは、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の平成24年施行により、障害福祉サービスの提供に当たっては、これまでの行政の「措置」的要素から利用を希望する者と事業者との「契約」となったことで、施行後には多くの民間事業者が参入してきており、当該施設で提供している「生活介護」及び「就労継続支援B型」についても、現在では市内及び近隣市町に同サービスを提供

する民間事業者が増えていることを踏まえると市が当該施設を所有するという設置に係る当初の目的が薄らいできていると考える。

令和3年9月に実施した民間譲渡等に関するサウンディング型市場調査の実施結果も踏まえて検討した結果、指定管理者制度の指定期間が満了する令和5年度末で市の指定管理を終了し、民間事業者の活力を使い民間事業者が運営すべきとの結論に至った。そこで、当市が所有するひまわりの家の「生活介護」及び「就労継続支援B型」の障害福祉サービスを運営する事業者を募集し、当該施設を無償貸付及び譲渡することで、当市の障害福祉サービス事業の安定的供給に資することを目的とするものである。

(3) 無償貸付及び譲渡物件、譲渡備品

本募集事業に係る無償貸付及び譲渡物件（以下「物件」という。）並びに譲渡備品は、美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりであり、詳細は仕様書を参考とすること。

なお、物件の登記の状況は市で確認した限り次のとおりであり、詳細な登記状況の確認は、必要に応じて参加事業者にて行うこと。

- ・建物：未登記
- ・土地：甲区 所有者 美濃加茂市
乙区 抵当権等の記載無し

(4) 貸付及び譲渡の条件

- ・土地は無償貸付とし、土地使用貸借契約を締結する。
- ・建物は無償譲渡とし、不動産負担付贈与契約を締結する。
- ・備品は無償譲渡とし、動産負担付贈与契約を締結する。
- ・物件（土地、建物及び備品をいう。以下同じ。）は、契約に基づき障害者総合支援法第83条第4項の規定に基づき事業者が事業所を設置し、同法第5条第7項に規定する「生活介護」及び同条第14項に規定する「就労継続支援B型」の障害福祉サービスを行う目的以外に利用することはできない。
- ・事業者は、事業の引継ぎ、サービスの提供、事業所の廃止にあたり、サービス利用者への処遇を最優先に考慮し、最善の対応を講じなければならない。
- ・譲渡後の建物名称の変更に関しては、事業者決定後、市と協議のうえ決定する。
- ・事業者は、令和6年4月1日付けで不動産登記手続きを行わなければならない。また、その手続き費用は事業者の負担とする。
- ・物件は、事業者が自ら利用すること。第三者に対して権利の譲渡や転貸をしてはならない。
- ・物件は現状（市が、令和5年度に実施する民営化に伴う必要最低限の修繕工事（下記①～④の工事を予算の範囲内で実施）施工終了時点とする。）での貸

付及び譲渡とする。物件の各契約の効力が発生する令和6年4月1日以降、維持管理・修繕等の費用は事業者の負担とする。

- ①車庫及び施設建物本体の外壁全体の塗装の塗り替え及びシーリング補修
 - ②施設建物本体のフローリングの補修
 - ③作業場壁面の破損による穴開き（長さ1メートル弱）の補修
 - ④施設建物本体の外壁に設置されている時計の目隠し
- ・土地の貸付期間は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間とする。
 - ・事業者は、契約期間満了の前後を問わず建物の建て替えを計画する場合は、その内容を書面でもって市に協議し、事前に了承を得なければならない。
 - ・土地の貸付期間満了の際は、市が指定する期日までに、事業者の負担において、建物内の物品等を処分するとともに、建物、工作物等（基礎杭等の地中埋設物全て及び樹木を含む。）を撤去し、建物の所有権登記を抹消した上で、市に土地を更地で返還しなければならない。また、撤去により安全上、支障が生じるおそれのある工作物及び基礎杭等については、市と協議のうえ決定する。
 - ・土地の貸付期間満了前、事業者の契約規定違反に伴う契約解除など、その理由を問わず事業を廃止する場合は、事業者は上記と同様の責務を負うものとする。
 - ・事業者は、契約期間満了前において、地域の障害福祉サービス需要の減少等により、事業所を廃止しようとするときは、廃止の2年前までに市と協議し、事前に了承を得なければならない。
 - ・事業者は建物の解体撤去の実施にあたり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15の規定に基づく、石綿（アスベスト）の使用の有無の事前調査を行い、調査結果に基づき必要な対処を行わなければならない。
 - ・事業者が、契約に基づく義務を履行しない場合は、市は催告の上、本契約を解除することができる。また、その場合に被った損害について、事業者に賠償金を請求することができる。

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体に該当しないこと。

- (4) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 障害者総合支援法第36条第3項各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」及び同条第14項に規定する「就労継続支援B型」の障害福祉事業の経営又は運営実績がある社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人又は株式会社等であること。
- (8) 7の現地見学会へ参加していること。

4 失格要件

参加事業者が、参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 複数の種類の提案書等を提出したとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

5 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は次のとおりである。

- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもってこの要領の記載内容を承諾したものとみなされる。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者から要領に基づき提出される提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (4) 採用、不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告及び公表等のために必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できる。

- (5) 参加事業者は、要領に基づき提出した提案書等を、提出期間内に限り補正することができる。なお、市は、提出された提案書等の返却はしない。
- (6) 市が必要と認めるときは、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 市は、本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき提案書等を公開することがある。

6 スケジュール

募集要項の公表	令和4年8月1日（月）
現地見学会の参加申込	令和4年8月12日（金）まで
現地見学会	令和4年8月16日（火）午後4時から
質問の受付	令和4年8月17日（水）午前9時から 令和4年8月22日（月）午後5時まで
質問の回答	令和4年8月25日（木）
参加表明書の提出期間	令和4年8月23日（火）午前9時から 令和4年8月29日（月）午後5時まで
提案書の提出期間	令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和4年9月14日（水） ※参加事業者が少数の場合は省略する場合がある。
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年9月26日（月）
最優先候補者の決定、通知	令和4年10月上旬
契約内容に関する協議	令和4年10月中旬
仮契約の締結	令和4年11月頃 ※議会の議決をもって本契約とする。
美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例廃止の議決	令和5年3月 ※廃止日は令和6年3月31日
無償貸付及び譲渡等に係る議決	令和5年3月

7 現地見学会の受付期間及び実施

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会に参加を希望する団体は、令和4

年8月12日（金）午後5時までに、法人等の名称及び参加する者の氏名、連絡先を担当まで電話連絡すること。

なお、本プロポーザルの参加資格を満たすためには、現地見学会に参加する必要がある。

- (1) 現地見学会 令和4年8月16日（火） 午後4時から
- (2) 開催場所 美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家
住所：美濃加茂市新池町2丁目5番48号
- (3) 連絡先 美濃加茂市市民福祉部福祉課
TEL 0574-25-2111（内線325）
担当者 間宮・渡邊

8 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、E-mailで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。
- (2) 提出先 美濃加茂市市民福祉部福祉課
TEL 0574-25-2111（内線325）
E-mail: fukushi@city.minokamo.lg.jp
担当者 間宮・渡邊
- (3) 受付期間 令和4年8月17日（水）午前9時から
令和4年8月22日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法 質問とその回答は、令和4年8月25日（木）にまとめて市ホームページで公表する。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

9 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）
（様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。）
 - ②履歴全部事項証明書
 - ③財務諸表（直近のものに限る。）
※後述の提案書等の提出においても再度提出するものとする。
 - ④国税の納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの）
 - ⑤本店又は支店の所在地における市町村税の完納証明書（直近3年分）
 - ⑥「3 参加資格(6)」が確認できる書類
※②から④までの書類は、それぞれ写しでも可とする。写しの場合は、原本

証明を行うものとする。

(2) 提出先

市民福祉部福祉課（美濃加茂市太田町3431番地1 市役所本館1階）

(3) 提出方法

市民福祉部福祉課への持参に限る。

(4) 提出期間

令和4年8月23日（火） 午前9時から

令和4年8月29日（月） 午後5時まで

(5) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和4年8月31日（水）をもって行うものとし、その結果は、令和4年9月1日（木）までに通知（発送）する。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和4年9月6日（火）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和4年9月8日（木）までに書面により回答する。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げないものとし、次に掲げる書類とは別に提出する。

番号	書類名	様式番号	要提出
1	ひまわりの家の管理に係る事業計画書	様式第2号	○
2	ひまわりの家の管理に係る収支予算書	様式第3号	○
3	法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	○
4	法人の役員名簿、組織体系その他法人の概要を示す書類	任意様式	○
5	法人の登記事項証明書	—	○
6	申請を行う日の属する事業年度の法人の事業計画書及び収支予算書	任意様式	○
7	直近事業年度の法人の事業報告書及び財務諸表（令和4年8月1日以降の預貯金等の残高証明書等を添付すること。）	任意様式	○
8	誓約書	様式第4号	○
9	国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類（証明書は、募集の公告の日（令和4年8月1日（月））以後に交付されたものに限る。）	—	○

1 0	既設の事業の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項に規定する自己評価結果	任意様式	○
1 1	提案書		
	①施設の設置目的に関する提案書	様式第5号	○
	②利用者の平等な利用に関する提案書	様式第6号	○
	③実施事業のサービス向上に関する提案書	様式第7号	○
	④施設の維持管理運営経費縮減に関する提案書	様式第8号	○
	⑤物的能力及び人的能力に関する報告書・提案書	様式第9号	○
	⑥危機管理能力に関する提案書	様式第10号	○
	⑦地域との協働等に関する提案書	様式第11号	○
	⑧その他施設の管理が適正に行われることに関する提案書	様式第12号	○
1 2	法人案内のパンフレット	任意様式	※1
1 3	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	任意様式	※2
1 4	ひまわりの家に係る独自の運用的なマニュアル	任意様式	※2

※1 法人案内のパンフレットがない場合は、提出不要

※2 独自のマニュアルがある場合のみ提出

(2) 提出先

市民福祉部福祉課（美濃加茂市太田町3431番地1 市役所本館1階）

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部：A4版、両面印刷、ステープラー留めとする。）
 ファイル綴じ込み等の製本はしないこと。10部のうち、正本（1部）以外の
 副本（9部）には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはな
 らない。

(4) 提出方法

市民福祉部福祉課への持参に限る。

(5) 提出期間

令和4年9月 1日（木）午前9時から

令和4年9月12日（月）午後5時まで

※作成上の留意事項

- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- ・各ページの下部中央にページ番号を付すこと。表紙を1ページ目とする。

1.1 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者
 募集事業公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が
 行う。

1 2 審査手順

(1) 第1次審査（書類審査）

審査委員会は、提案書等について「1 3 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者選考する。ただし、参加事業者が5事業者に満たないときは、第1次審査を省略することがある。

なお、第1次審査の最低基準点は満点の60%とする。

※参加事業者名は審査委員会には非公開で行う。

※審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

※市は、第1次審査終了後、全参加事業者に対し書面で審査結果を速やかに通知する。

※市は、第1次審査の点数を第1次審査の通過、非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は、第1次審査において通過した参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

プレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 20分以内

※参加事業者名は審査委員会には非公開で行う。

※開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。

※参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。

※市はスクリーン及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。

※審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

※第2次審査の最低基準点は満点の60%とする。

※1団体のみが応募した場合でも、最低基準点を満たさない場合は候補者に選定されないこととする。

(3) 審査の結果

審査の結果は、全参加事業者に文書をもって通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

1.3 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

- (1) ひまわりの家の設置目的が十分に達成されること。（1次審査 10点、2次審査 5点）
 - ・事業計画はひまわりの家の施設の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が十分に得られるものであるか。
- (2) 利用者の平等な利用が確保されること。（1次審査 10点、2次審査 5点）
 - ・ひまわりの家における利用者の平等な利用について、適切な方策がとられているか。
- (3) ひまわりの家での実施事業に関する能力やノウハウがあり、ひまわりの家におけるサービスの向上が図られること。（1次審査 45点、2次審査 25点）
 - ・仕様書に定められた業務や年間の行事計画について、これまでのひまわりの家の運営状況を考慮し、特に保護者や利用者における事業の継続性への不安感を払拭するための具体的な提案がされているか。
 - ・これまでの障害福祉サービスの実施状況を参考としつつ、障害福祉サービス向上に関し、民営化後の具体的な提案がされているか。
 - ・上記に加えて、障害福祉サービスの向上について、具体的な提案がされているか。
 - ・ひまわりの家の利用促進に関する具体的な提案（広報、営業等）がされているか。
 - ・ひまわりの家の保護者、利用者等からの要望、苦情を適切に把握・対応し、サービス向上につながる具体的な提案がされているか。
- (4) ひまわりの家の維持管理・運営に関する能力やノウハウがあり、維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上が図られること。（1次審査 45点、2次審査 25点）
 - ・ひまわりの家の収支計画は適切かつ実現可能な内容となっているか。（過大な収支が見込まれている。必要な経費が支出に計上されていないなど不適切な点はないか。）
 - ・維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上を図る具体的な提案がされているか。
- (5) ひまわりの家の維持管理・運営及び事業を安定的に実施するために必要な物的能力及び人的能力を有していること。（1次審査 40点、2次審査 20点）
 - ・過去の決算や業績から経営状況は良好であるか。
 - ・障がい福祉サービスの運営実績があり、維持管理・運営に関するノウハウが

- あるか。
- ・事業計画を実施するために適正な管理体制が組織され、管理責任者が明確に示されているか。
 - ・職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
 - ・労働法令、その他関係法令等を遵守する体制・仕組みが整えられているか。
- (6) 危機管理体制が整備されていること。(1次審査 30点、2次審査 10点)
- ・緊急時、災害時の対応策や連絡体制が明確に示されているか。
 - ・ひまわりの家の利用者及び職員の安全管理に関する体制・仕組みが適切に整えられているか。
 - ・個人情報管理体制が適切に整えられているか。
- (7) 地域との協働等が図られていること。(1次審査 10点、2次審査 5点)
- ・地域・ボランティア団体等との連携や協働に関する具体的な提案がされているか。
 - ・ひまわりの家からの継続雇用など市民の就労促進に寄与し、物品の調達、外部委託等について市内事業者配慮しているか。
- (8) その他ひまわりの家の管理が適正に行われること。(1次審査 10点、2次審査 5点)
- ・まちづくりに配慮した事業活動が計画されているか。
 - ・環境に配慮した事業活動が計画されているか。

1.4 契約の締結

- (1) 審査により、最優先候補者として決定した参加事業者と契約の締結交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。市は、契約締結時の交渉により、事業計画の内容に変更を指示することがある。
- (2) 無償譲渡に係る契約の締結については、議会の議決が必要であり、無償貸付に係る契約の締結については、事業者の事業形態によっては、議会の議決が必要となる。議会への議案提出前に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約が締結されたものとする。
- (3) 契約締結後、物件に隠れた瑕疵があることを発見した場合においても、市はその損害等に関して責任を負わない。

1.5 その他

本募集事業において使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時とする。